

＜概要版＞

(案)

Kyoto Citizen Longevity Sukoyaka Plan

第8期

京都市民長寿
すこやか
プラン

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画
【令和3年度～令和5年度】



京都市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市の持続可能な開発目標（SDGs）を推進します。

目 次

第1章

はじめに . . . 1

- 1 プランの目的
- 2 プランの計画期間

第2章

高齢者を取り巻く状況 . . . 2

- 1 第1号被保険者数の推移と今後の推計
- 2 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計
- 3 認定率の推移と今後の推計
- 4 介護サービスの利用者数の推移
- 5 認知症高齢者数の推移と今後の推計
- 6 保険給付費の推移

第3章

第7期プランの取組状況 . . . 6

第4章

第8期プランの計画体系 . . . 7

- 1 プランの考え方
- 2 プランの構成
- 3 第8期プラン策定にあたっての課題と方向性

第5章

第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業 . . . 11

第6章

介護サービス量及び事業費の推計 . . . 33

- 1 第1号被保険者数の推計
 - 2 要支援・要介護認定者数の推計
 - 3 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定
 - 4 居宅系サービスの利用量の推計
 - 5 保険給付費の見込み
 - 6 地域支援事業の事業量の見込み等
- 参考 第1号被保険者の介護保険料

第1章 はじめに

1 プランの目的

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」（※1）と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」（※2）の2つの計画を一体的に策定するものです。

※1 老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

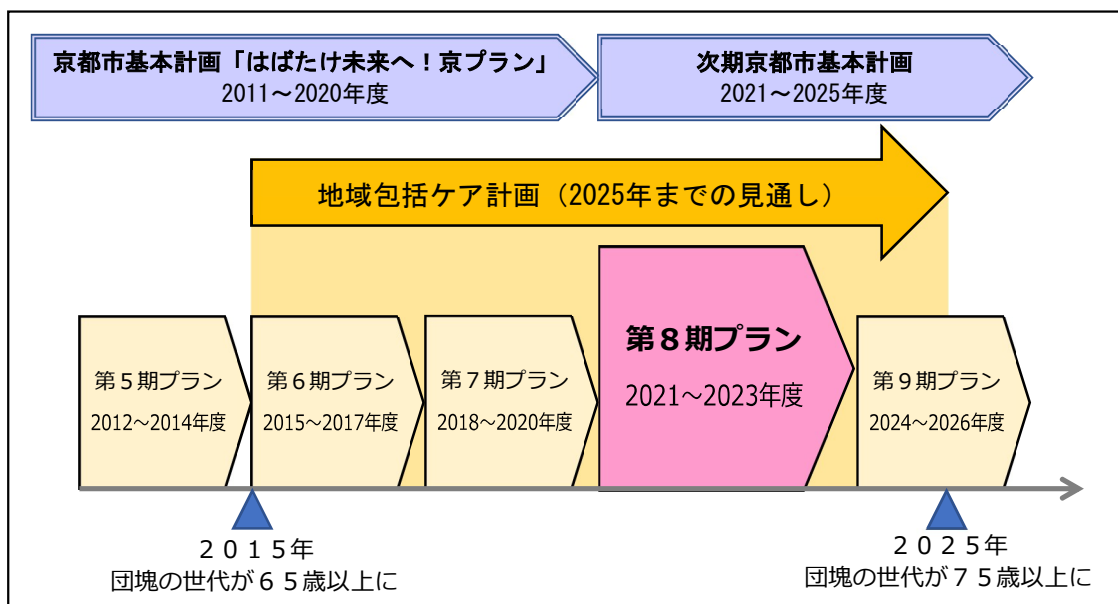
※2 介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられているもので、地域における介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

2 プランの計画期間

第8期プランの計画期間は、2021年度から2023年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

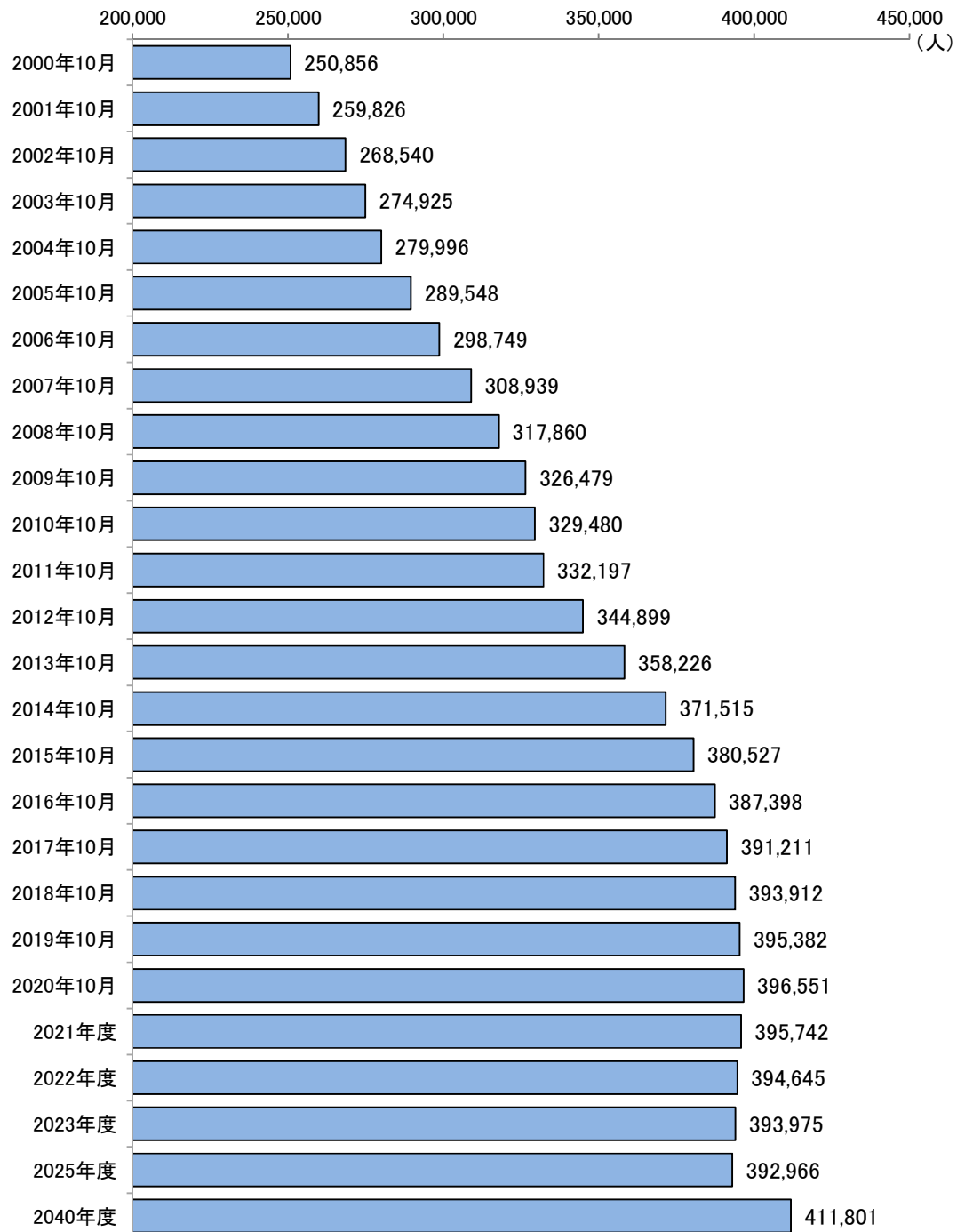
第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。



第2章 高齢者を取り巻く状況

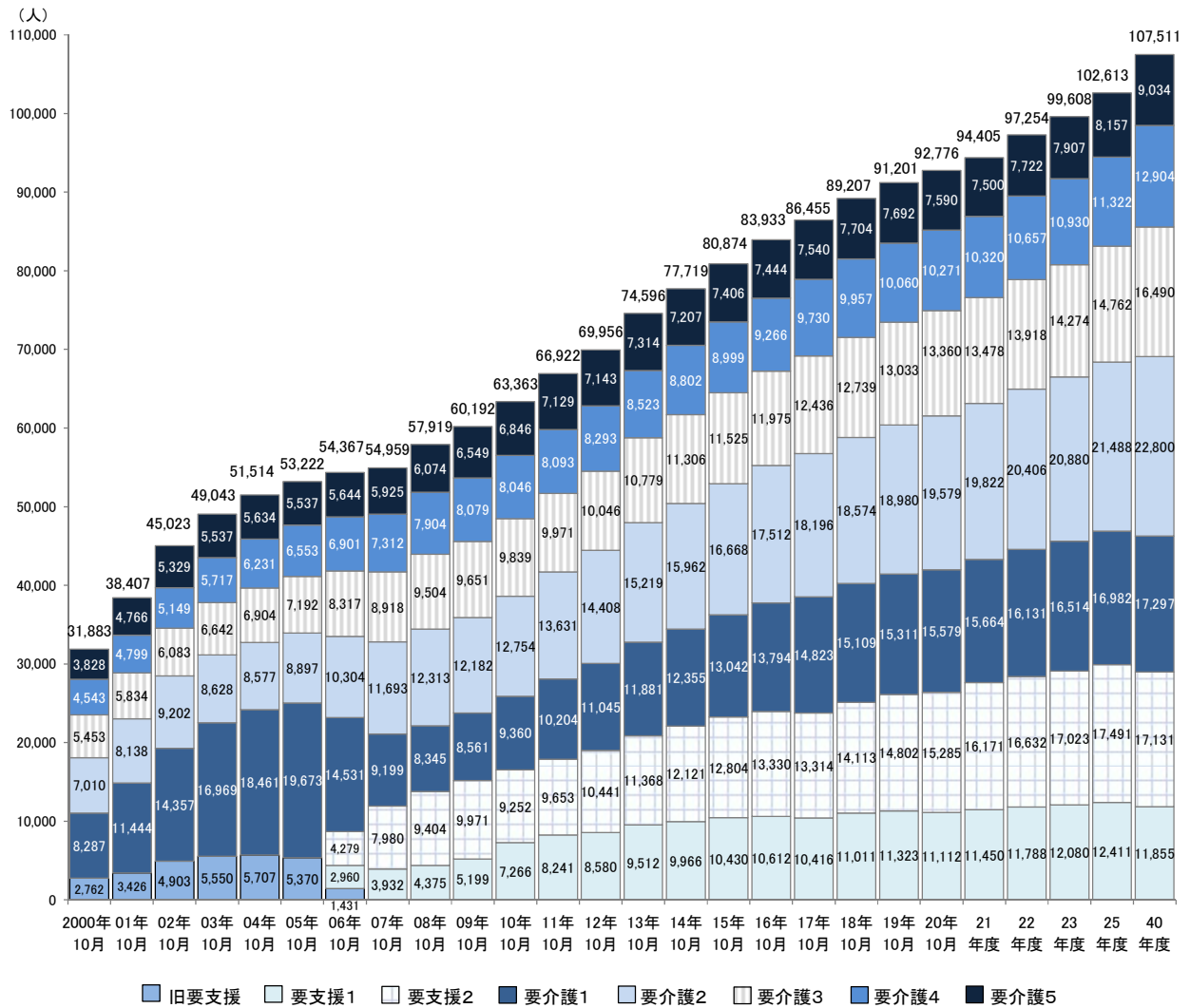
1 第1号被保険者数の推移と今後の推計

本市の第1号被保険者数は、2020年10月現在で396,551人となっており、介護保険制度創設当初の2000年10月時点と比べ、約1.6倍となっています。



本市の要支援・要介護認定者数は、２０２０年１０月現在で９２，７７６人となっており、介護保険制度創設当初の２０００年１０月時点と比べ、約２．９倍となっています。

２０２５年には、要支援・要介護認定者数が１０万人を超える見込みです。



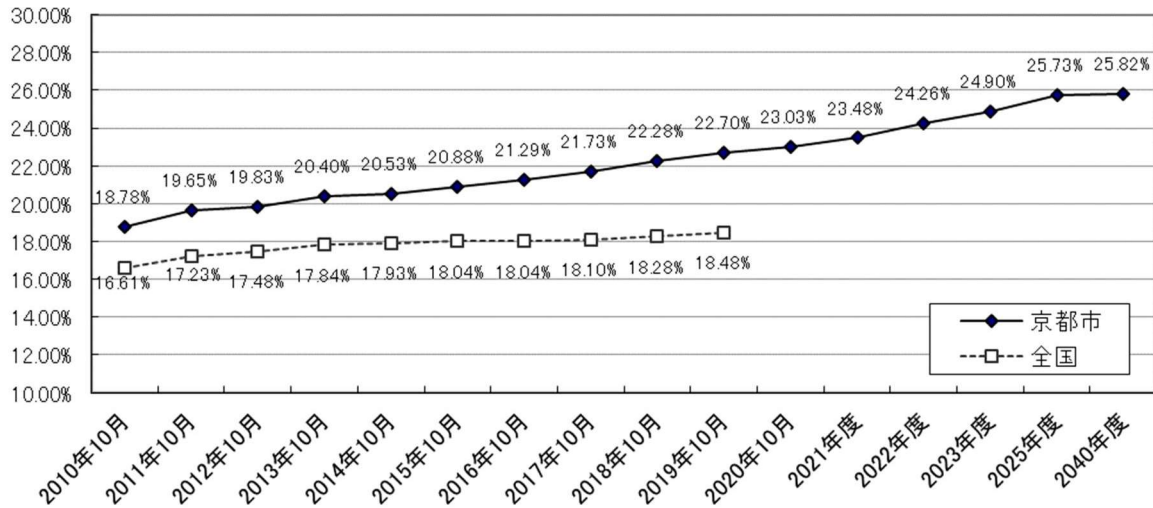
■ 事業対象者数※ ８７１人（２０２０年１０月現在）

※ 総合事業の開始に伴い、介護保険の要介護・要支援認定に加えて新設された判定区分。介護予防・生活支援サービスを利用できる区分で、高齢サポート（地域包括支援センター）又は区役所・支所で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方（６５歳以上）



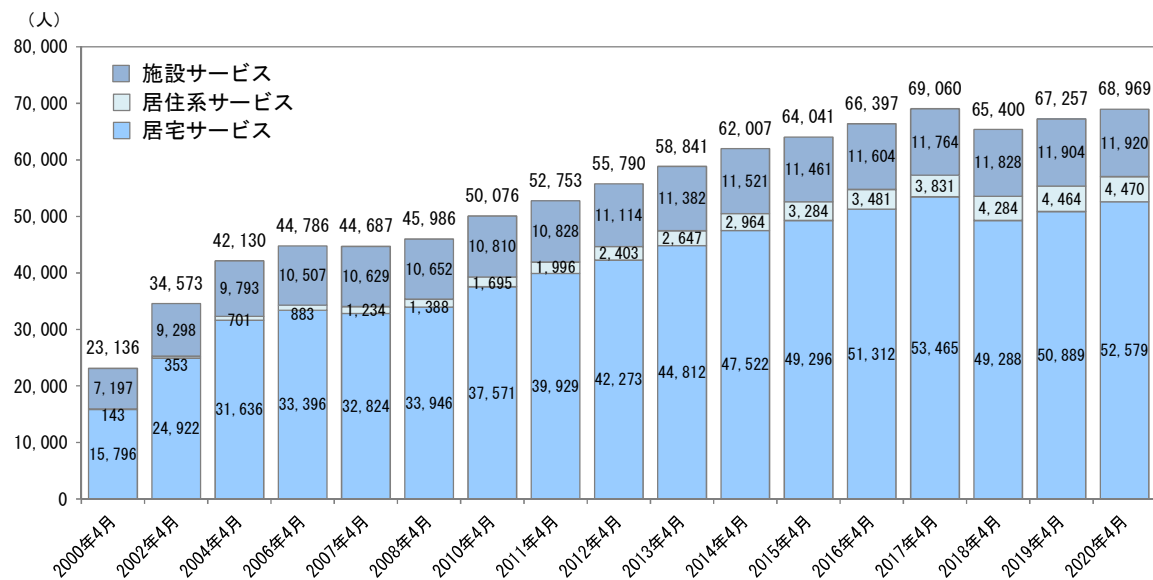
3 認定率の推移と今後の推計

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2020年10月現在で、23.03%となっています。



4 介護サービスの利用者数の推移

利用者数は、特に「居宅系サービス利用者数」及び「居住系サービス利用者数」の伸びが大きく、2000年4月と比べ、2020年4月の「居宅系サービス利用者数」については約3.3倍、「居住系サービス利用者数」については約31倍となっています。



《参考》

サービス種別	内容
居宅系サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など、在宅で利用することができるサービス
居住系サービス	認知症高齢者グループホームなど、入居者が在宅に近い環境で受けることができるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など、施設に入所して受けることができるサービス

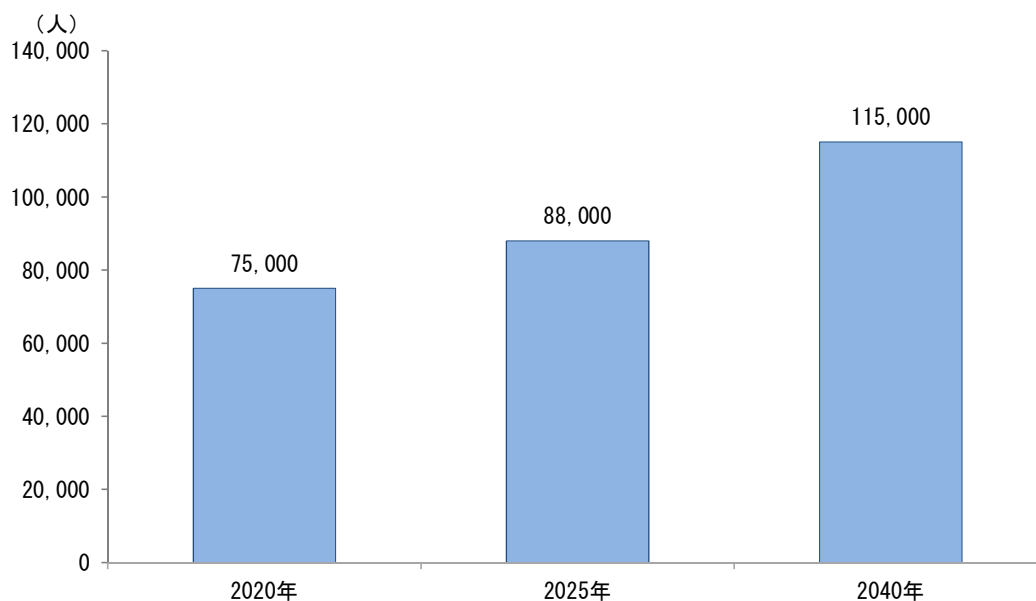
5 認知症高齢者数の推移と今後の推計

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（２０１４年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、２０２５年の本市における認知症高齢者数は約８８，０００人と推計されます。

これは、日常生活圏域（市内７６地域・概ね中学校区）あたりに換算すると、約１，１６０人となります。

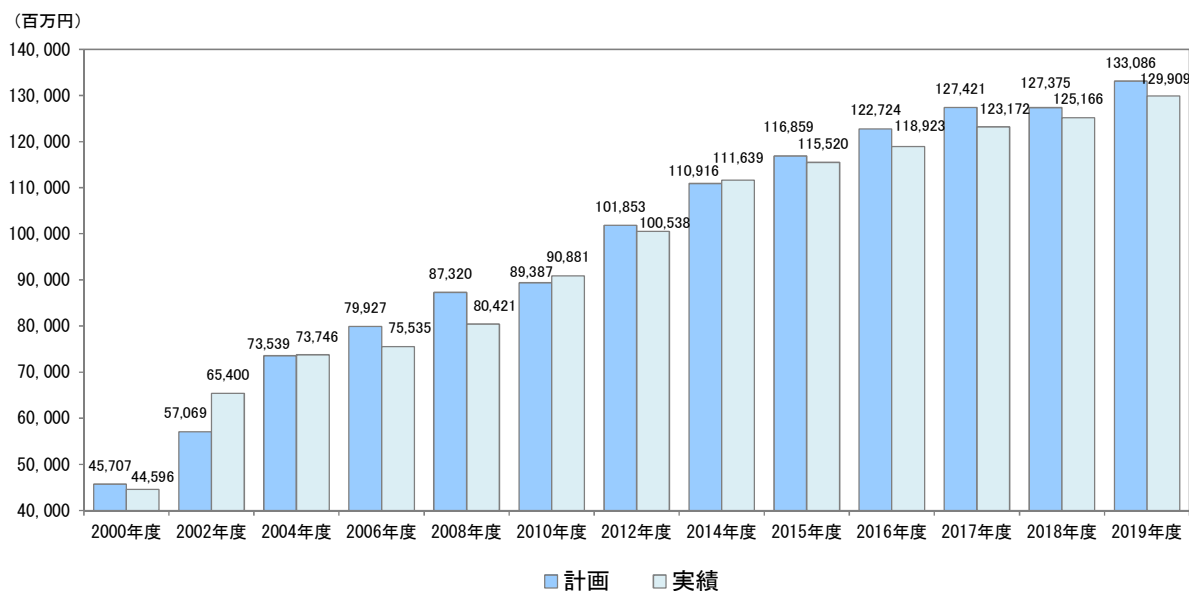
※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、５歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）

認知症有病率に基づく認知症高齢者数



6 保険給付費の推移

本市の２０１９年度の保険給付費実績は、１２９，９０９百万円となっており、介護保険制度が始まった２０００年度と比べ、約２．９倍となっています。



第3章 第7期プランの取組状況

第7期プランに掲げた141の施策・事業（うち、新規15項目、充実17項目）の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。重点取組ごとの取組状況は、次のとおりです。

重点取組1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

「健康寿命の延伸」に向け、地域介護予防推進センターや保健福祉センター等が地域における住民主体の介護予防の取組を支援するほか、介護予防に取り組む方等に対してリハビリテーション専門職が効果的な運動方法の助言を行うなどの取組を進めました。

また、総合事業で新たに設けた「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修や、地域でのボランティア活動、高齢者の生活支援に関心を持つ方へ「地域支え合い活動入門講座」を実施し、実際に活動を始められるよう、支援を行いました。

重点取組2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

地域で支え合う体制づくりを進めるため、「地域支え合い活動創出コーディネーター」を中心に、生活支援サービスに関する高齢者ニーズや地域資源の把握に取り組むとともに、「地域支え合い活動調整会議」の実施により、身近な地域における連携・協働による生活支援サービスの創出等を推進してきました。

また、認知症高齢者等が住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくために、「成年後見支援センター」において成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の養成等に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症疾患医療センター（地域型）」の設置を進め、「認知症サポート医」の更なる養成など、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化に取り組みしました。

重点取組3 安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現に向けて、介護サービス基盤の充実など、必要な介護サービスの供給量の確保等に取り組みました。

また、介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成に向けて、介護・福祉職の職業としての魅力や、やりがいについての啓発、法人を超えた人事交流など、京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携により、更なる担い手確保の取組の検討を行いました。

重点取組4 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

各階層別の地域ケア会議において、医療と介護をはじめとする多職種の参画及び連携を通じて、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題の抽出・整理や課題への対応などにつなげてきました。

また、「在宅医療・介護連携支援センター」の設置を進め、医療・介護をはじめとする多職種の円滑な連携による在宅療養者への支援体制の構築に向けた取組を行いました。

第4章 第8期プランの計画体系

1 プランの考え方

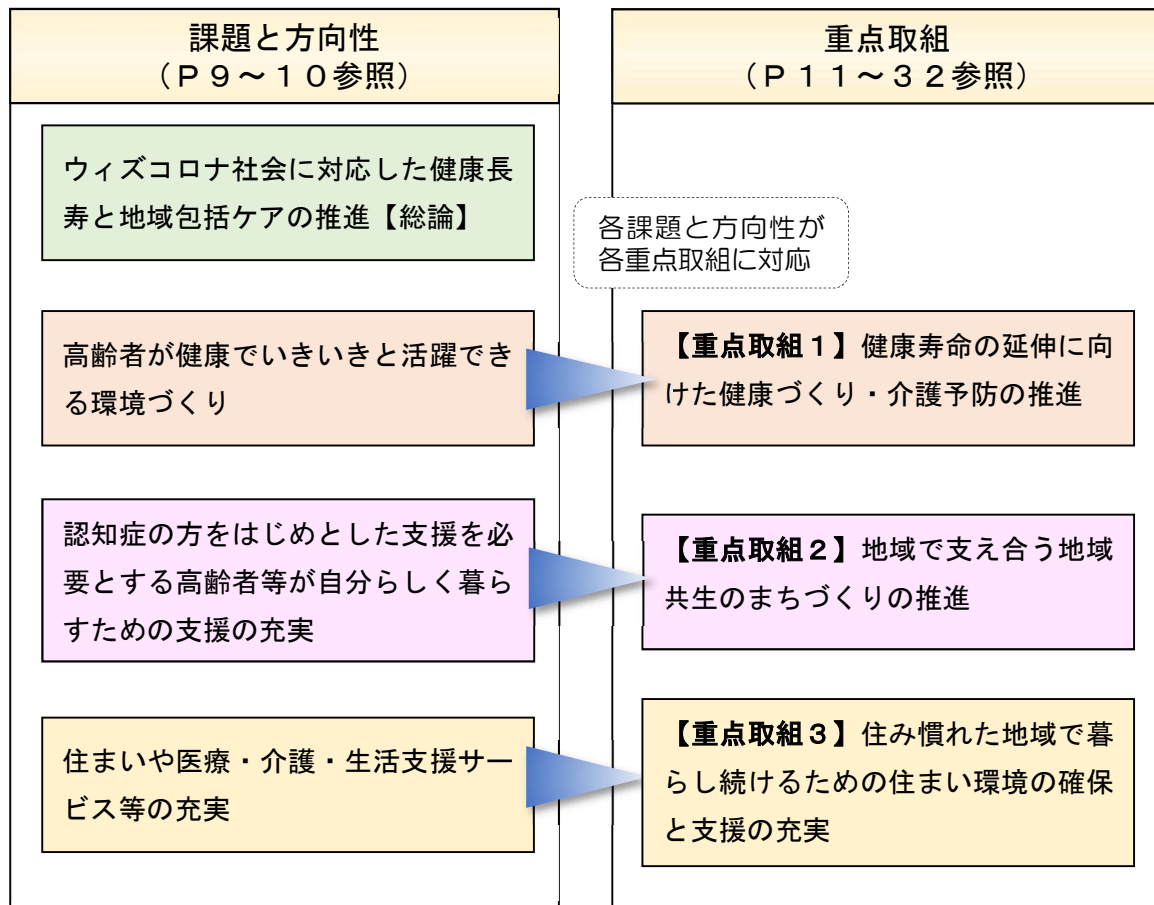
- 「第8期京都市民長寿すこやかプラン」の計画期間は、2021年度から2023年度までの3年間です。
- 第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年までの間に、各計画期間を通じて地域包括ケアシステム【コラム①参照】を段階的に構築することとしています。
- このため、計画の連続性を確保する必要があることから、第8期プランにおいても、第6期プランから続く「京都市版地域包括ケアシステム」【コラム②参照】の構築に向けた取組を継承します。
- また、第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

【コラム①】2025年の目指すべき地域包括ケアとは？

- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができている。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができている。
- 医療と介護をはじめとする様々な機関・専門職や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯にわたり自分らしい生活を送ることができている。

2025年の目指すべき地域包括ケアの姿 (P 7 参照)

高齢者を取り巻く状況や2025年の地域包括ケアの姿を踏まえ、取り組むべき課題と方向性を設定



基本理念を実現するため、次の3つの重点取組を掲げ、施策・事業を総合的に推進します。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる

※ 第8期プランの基本理念については、「京都市基本計画」における分野別の理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プラン以降の基本理念を継承します。

3 第8期プラン策定にあたっての課題と方向性

本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域団体が中心となって培われてきた地域力をいかし、市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、今後とも、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第8期プランにおいては、こうした考えのもと、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアシステム及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

ウィズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進【総論】

人生100年時代を見据え、できるだけ長く、住み慣れた地域で、人と人とのつながりの中で、暮らし続けられるようにしていくため、市民の皆様に若い間から仕事と家庭生活の調和をはじめ、地域活動などに積極的に参加する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進し、健康づくりや地域とのつながりを習慣づけていただくとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組む、地域の担い手・社会の支え手として御活躍いただく「健康長寿」のまちづくりに取り組みます。

併せて、介護が必要な状態になったとしても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくりに取り組みます。

これらの取組が、新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえたものとして実践されるよう、努めていきます。

高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり

本市では、健康寿命の延伸に向け、引き続き市民の間で自主的な健康づくりや介護予防の取組が広がり、継続していけるよう、支援に努めていきます。

特に、フレイル・オーラルフレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進していきます。

また、年々高齢者の体力平均が向上しており、高齢者が地域の担い手として地域で活動することや、社会の担い手として企業等で働き続けることは、ご自身のやりがいと介護予防、地域や社会への貢献にもつながる大切なことです。できる限り地域や社会で活躍していただけるよう、啓発等に努めていきます。

認知症の方をはじめとした支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き要援護高齢者等への支援に取り組んでいきます。

本市では認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする支援機関の連携強化等を進めていきます。また、認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい理解の普及啓発を引き続き進めるとともに、養成したサポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくり等に新たに取り組むことにより、地域ぐるみで認知症の方と家族を支える取組を一層推進していきます。

また、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会や関係機関との連携を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層推進し、増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者の一層の支援に努めていきます。

更に、地域ケア会議等での協議を通じて、引き続き地域課題を把握し、高齢者の日常生活に関わるニーズへの対応に努めるとともに、地域支え合い活動創出コーディネーターについて、買い物支援等の生活支援サービスの創出に向けた取組を進めるほか、日常生活圏域や学区など、より身近な地域単位でのコーディネート機能の強化に向けて検討していきます。

住まいや医療・介護・生活支援サービス等の充実

本市では、高齢サポートを中核機関として、地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに取り組んでいます。

高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図るとともに、在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組んでいきます。さらに、地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。

また、24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めていきます。

併せて、高齢者の選択の幅が広がるよう、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実にも努めるとともに、若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、ICT・IoTの活用等による介護現場の生産性向上や、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大に努めます。

第5章 第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《取組方針》

- フレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施など、健康寿命の延伸に向けた取組を進め、ひいては介護保険料の伸びの抑制につなげます。
 - ※ 「フレイル」とは、日本老年医学会が提唱している概念で、日常生活上で自立した健康な方が要介護状態に至る間に、心身の活力が弱ってきた状態です。この状態の方は、適切な対応により健康な方向へ戻すことができることから、こうした状態の方へのアプローチ、対策が重要となります。
 - (参考)「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、2019年度に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、2020年4月以降、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが示されました。
- 自宅でもできる取組の紹介など、ウィズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策（①運動、②栄養・口腔、③人とのつながり）の普及促進を図ります。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえつつ、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等の地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進し、地域や人とのつながりの中での継続的な健康づくり・介護予防につなげます。
- 高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、また社会の担い手として企業等で働き続けられるよう、支援や啓発等に努め、高齢者自身のやりがいと介護予防、地域・社会への貢献につなげます。

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 介護予防の取組の推進

■ 《新規》・《充実》の記載について

- 《新規》…第8期プラン計画期間中に、新たに取り組む施策・事業
- 《充実》…第7期プラン計画期間までに取り組み始めた施策・事業のうち、第8期プラン計画期間中に取組内容を充実させる施策・事業
- ※ 以降の項目においても、上記の区分に従って記載

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
101	自宅でもできる取組の紹介などウィズコロナ社会での介護予防・フレイル対策（①運動、②栄養・口腔、③人とのつながり）の普及促進	充実

施策番号	主な施策・事業	方向性
102	フレイル対策モデル事業をはじめとする保健事業と介護予防の一体的な実施の推進	充実
103	リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進	継続
104	地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、健康すこやか学級、運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進	継続
105	保健福祉センター、地域介護予防推進センター、その他関係機関による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室の開催や普及・啓発等の実施	継続
106	口腔機能の向上及びオーラルフレイル対策に係る取組の推進	継続
107	高齢サポートにおける自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントの実施	継続
108	多職種連携によるケアマネジメント支援の充実	充実
109	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施	継続
110	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施	新規
111	介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施	継続

《主要項目の解説》

108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実 《充実》

ケアマネジメントを行うにあたり、個別性を尊重し、サービスの多様化に対応するには、より広い視野と専門性が求められます。このため、ケアマネジメント支援において、これまでから、多職種の専門職（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師、リハビリテーション専門職等）による多角的な意見交換を行ってきましたが、口腔機能や口腔衛生、適切な栄養摂取等の観点から、新たに歯科衛生士や管理栄養士に要支援者に対するケアプランの事例検討に参画いただくことで、ケアマネジメントの更なる質の向上に取り組めます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104)	2020年度	2023年度
通いの場の箇所数	959箇所	1040箇所※

※ 健康長寿サロン，健康すこやか学級，介護予防を行う自主グループや，健康づくりサポーターの活動，その他本市が把握する通いの場の合計値。

目標指標 (関連施策・事業 108)	2019年度	2023年度
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	12箇所※	38箇所

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会議等を控えていたため，2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度 (9月末)	2023年度
75歳以上84歳以下の方の認定率 (第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)	24.36%	下降

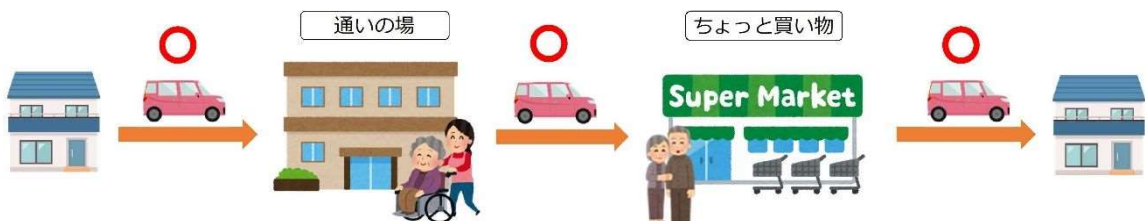
※ 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方の認定率が，介護予防や健康づくりの取組，自立支援・重度化防止の取組の結果として，2020年度よりも下降することを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観について「よい」と回答している方の割合	73.3%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

※ 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方のうち，自らの健康状態が「よい」と回答される割合が，介護予防や健康づくりの取組，自立支援・重度化防止の取組の結果として，2020年度よりも上昇することを目標指標とするもの。

【コラム】他市で行われている外出支援の例



介護予防・日常生活支援総合事業では，市町村の判断で，サービスメニューとして「移動支援・送迎サービス」を設けることができ，地域の課題を解決するため，各市町村で様々な取組が行われています。

例えば，岡山県吉備中央町では，社会福祉法人が保有する車両の空き時間を活用し，一般介護予防事業の「通いの場」への送迎サービスを実施しています。

また，山口県防府市では，社会福祉法人が保有する車両で大型ショッピングセンターにある介護予防教室へ行き，教室での運動を行った後に買い物等をしてもらう取組を行っています。

(2) 健康づくりの取組の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
112	健康長寿のまち・京都市民会議と連携した市民ぐるみの健康づくりの取組の推進	継続
113	保健福祉センターによる地域における健康づくりへの支援	継続
114	「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトの各取組の推進	継続
115	フレイル対策の観点からの健康づくりの取組	継続
116	ロコモティブシンドローム予防などの推進	継続
117	誤嚥性肺炎などの疾病予防や生活の質の向上につながる口腔ケアの推進	継続
118	保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進	継続
119	地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援	継続
120	特定健康診査，後期高齢者健康診査，がん検診等の各種健診の実施	継続
121	新型コロナウイルス感染者への医療提供体制の確保	継続
122	新しい生活スタイルの普及促進	継続
123	高齢者のこころのケアの推進	継続
124	インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施	継続
125	健康長寿のための公園づくり（健康遊具の設置）の推進	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104,115)	2020年度	2023年度
スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加している方の割合	16.1%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。



【コラム】介護が必要になった要因は？（2019年度すこやかアンケート調査より）

	運動器機能等の低下				生活習慣病等				その他				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要支援	16.6%	18.4%	15.5%	11.6%	14.8%	13.2%	10.7%	2.5%	5.7%	7.3%	5.5%	2.5%	3.0%
	62.0%				41.1%				23.9%				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要介護	15.9%	16.2%	10.1%	8.0%	10.0%	13.1%	24.2%	3.4%	4.8%	8.6%	6.1%	15.9%	7.0%
	50.2%				50.7%				42.3%				

不活発な生活が続くことなどによる運動器機能の低下や生活習慣病等が原因となり、介護が必要な状態になる方が多い状況です。

筋力の低下は、年齢を重ねるにつれてより速く進みますが、高齢期においても適切な運動を行うことで、筋力を維持・向上させることは可能です。そして、筋肉をつけるためにはバランスの取れた食事が欠かせず、食事を美味しく食べるためには、お口の健康を維持することが大切になります。また、近年の研究では、運動や食事は、一人でするよりも仲間と一緒にする方が、介護予防により効果を発揮することがわかっています。つまり、「運動」、「栄養・口腔」、「人とのつながり（社会交流や社会参加）」の取組は相互に影響を及ぼすものであり、合わせて取り組むことが最も効果的なのです。

こうした介護予防・フレイル対策の取組を身近な地域で仲間とともに継続していただけるよう、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて、地域の「通いの場」の拡充を進めるほか、運動、栄養、口腔に関わる医療専門職による講座や健康相談等の機会を設けることで、「通いの場」における取組内容の充実に向けた支援等を行います。

併せて、自宅でできる運動方法の紹介など、ウィズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策の普及促進にも取り組みます。

さらに、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として介護保険料の伸びの抑制を図ります。

2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

(1) 就労支援・担い手づくりの推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
126	シルバー人材センター事業の推進	継続
127	介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援	継続
128	地域支え合い活動入門講座の実施	継続
129	地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援	継続

《主要項目の解説》

127 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう「介護に関する入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、入職に当たっての様々な不安を払拭することにより、中高年齢者や子育てが一段落した方などの多様な担い手の参入を促進します。さらに、「介護に関する入門的研修」の実施後、介護分野での就労を希望する方には、介護施設・事業所とのマッチング支援を実施し、研修修了者の介護分野への参入を支援します。

また、総合事業の支え合い型ヘルプサービスについて、支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者や訪問介護員のほか、「介護に関する入門的研修」の修了者も従事できることとし、指定事業所による研修修了者への説明会の開催等を通じて、支え合い型ヘルプサービスへの従事も促進してまいります。

128 地域支え合い活動入門講座の実施

ボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を各区・支所単位で開催するとともに、当該講座の修了者等に対しては地域の生活支援ニーズに応じた講座や、より実践的な講座を提供し、実際に活動を始められるよう支援を行います。これにより、地域における生活支援の担い手の掘り起こしを進めるだけでなく、高齢者が生活支援の担い手として活躍することで、生きがいづくりや介護予防の推進にもつなげます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 127)	2020年度 (2月末)	2023年度
支え合い型ヘルプサービス従事者 養成研修修了者数(累計)※1	1,217人	1,670人※2

※1 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

※3 本市が委託して実施する支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修は、介護に関する入門的研修のカリキュラムを満たす内容で実施する。

目標指標 (関連施策・事業 128)	2020年度 (2月末)	2023年度
地域支え合い活動入門講座 修了者数(累計)※1	1,700人	2,150人※2

※1 2016年度からの累計値。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

(2) 社会参加の取組の推進

《主な施策・事業》

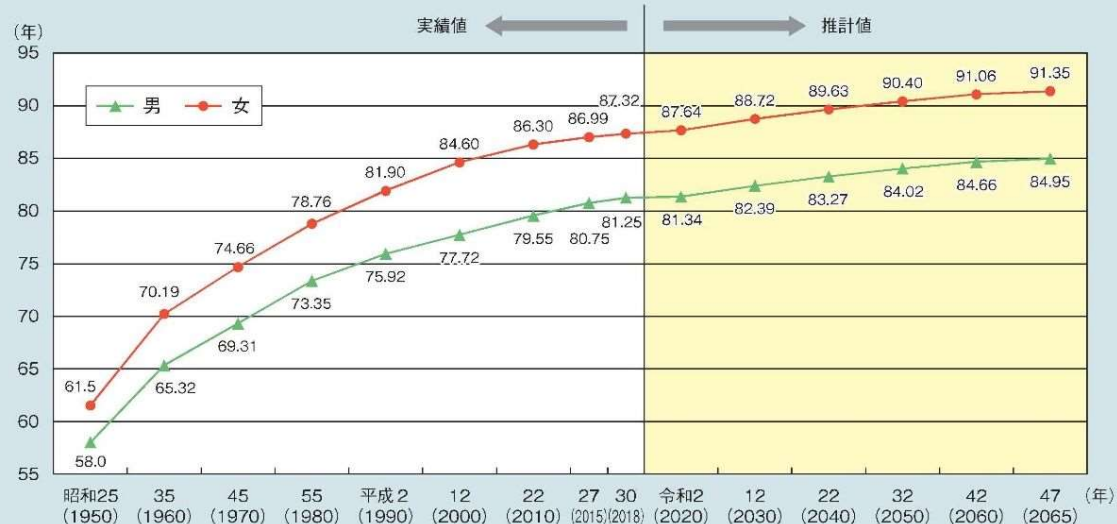
施策番号	主な施策・事業	方向性
130	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣や市民すこやかフェアの開催、敬老乗車証の交付、老人福祉センターの運営等による高齢者の社会参加促進	継続
131	新たな敬老乗車証の制度構築	継続
132	高齢者の趣味活動に関するサークルの活動支援と情報提供	継続
133	すこやかクラブの活性化	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 130~133)	2020年度	2023年度
会やグループ等に参加している方の割合	67.2%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

【コラム】高齢者をはじめとした全ての方が活躍し続けられる社会について



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2018年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

資料：2020年度高齢社会白書

我が国の平均寿命は、男女ともに延び続けており、2065年には、男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性は90歳を超えることが見込まれています。

人生100年時代を迎える一方で、少子高齢化が一層進行し、2060年には、65歳以上の高齢者1人に対し、64歳未満の世代は1.2人になることが見込まれています。

このように社会構造が変化する中、高齢者の生きがいづくりや健康づくり・介護予防を進めることはもとより、高齢者を含めた全ての方が役割を持ち、お互いに支え合い、その人らしい生活を送ることができる社会をつくっていく必要があります。

このような中、高齢者の活躍がますます期待されており、70歳までの定年引き上げ等を内容とする改正高年齢者雇用安定法が、2021年4月から施行されるなど、必要な環境整備を含め、高齢者をはじめとした全ての方に社会の支え手として活躍していただくための取組が進められています。



【重点取組２】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

《取組方針》

- 地域共生社会の実現に向けて、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を目指し、関係機関と地域住民とが共に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 引き続き認知症の早期発見・早期対応に取り組むとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けて、認知症サポーターの養成等を通じて認知症に関する正しい理解を広めるとともに、認知症サポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- 増加する一人暮らしの方はもとより、「８０５０問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者を必要な支援につなげていきます。
- 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動等を通じて、これまでの取組で大きく進展した居場所の立ち上げに加え、買い物支援等の高齢者の日常生活に密接に関わるサービスの創出にも取り組んでいきます。
- 生涯にわたり本人の権利や意思が尊重されるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用はもとより、「人生の終い支度」の普及・啓発等を促進します。

１ 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

（１）地域における日常生活支援の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
201	地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、多様な主体との連携に基づく地域特性等に応じた生活支援サービスの創出	継続
202	地域支え合い活動創出コーディネーターによる既存の地域資源（居場所等）のネットワーク化及び地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開への支援	継続
203	「健康長寿支え合いネット」の運営等による生活支援サービスの情報提供	継続
204	高齢者の消費者被害の救済・防止	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 201)	2020年度 (9月末)	2023年度
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の数（累計）※1	62	180※2

※1 2017年度からの累計値。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度36以上を目標とする。

【コラム】生活支援サービス創出事例について～生活支援グループの立ち上げ支援～

20年以上親の介護をした後、70歳でひとり暮らしとなったAさんは、人のため、自分のために自宅を改装して「居場所」を開設しました。近隣の高齢者が集う「居場所」で、利用者から、入院中の花の水やりや電球替え等、生活上のちょっとした困りごとの相談を受けることが増えてきたため、そうした困りごとに対応する活動をしたいと思うようになりました。

Aさんは、「地域支え合い活動創出コーディネーター」が企画実施した担い手養成等を目的とした入門講座を受講し、コーディネーターのアドバイスのもと、受講生の中でメンバーを募り、協議を重ねた結果、「居場所」で相談のあった困りごとを解決するための生活支援グループが立ち上がりました。活動開始後、地域の生活支援グループ同士の情報交換会で、他のグループから「依頼がたくさんあってすごい」との賞賛を受け、Aさんやメンバーにとっては活動を継続していく自信となりました。

(2) 地域での相談・見守り体制の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
205	高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進	継続
206	地域における見守り体制の充実	継続
207	民生児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進	継続
208	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施	継続
209	地域あんしん支援員による支援の推進	継続
210	不良な生活環境を解消するための支援	継続
211	福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進	継続
212	社会福祉協議会による地域福祉活動への支援	継続
213	様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供	継続
214	8050問題を含む全年齢層を対象としたひきこもり支援体制の確保	継続

(3) 世代を超えて支え合う意識の共有

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
215	市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大	継続
216	世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進	継続
217	福祉教育・ボランティア学習の推進	継続
218	敬老記念品贈呈事業の実施	継続
219	福祉のまちづくり体制整備事業を通じた、多様な主体の協働による地域づくりの推進	継続

2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 権利擁護の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
220	単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援	継続
221	長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進	継続
222	権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進	継続
223	高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応	継続
224	成年後見支援センターを中核機関とする成年後見制度の利用支援	継続
225	成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成	継続
226	京都市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の利用促進	継続
227	虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施	継続
228	虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保	継続
229	高齢外国籍市民への支援	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 224)	2020年度 (見込)	2023年度
成年後見支援センターへの相談件数 (累計)	8,483件	12,383件※

※ 2012年度からの累計値。2020年度末の見込値から加えて、毎年度1,300件ずつの相談対応を目標とする。

(2) 認知症の方を地域で見守る施策の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
230	認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発	継続
231	日常生活賠償保険付き高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用促進	継続
232	認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用	充実
233	長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進	継続
234	認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施	継続
235	かかりつけ医及び病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施	継続

施策番号	主な施策・事業	方向性
236	認知症サポーターの養成	継続
237	認知症サポーター活動促進事業の実施	新規
238	認知症サポーターの活用による認知症カフェや居場所等の運営支援	充実
239	認知症の人の社会参加の更なる促進	充実
240	京都市版認知症ケアパスの普及・啓発	継続
241	認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応	継続
242	認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化	継続
243	若年性認知症の人と家族を支援するコーディネーターの配置等若年性認知症施策の推進	充実
244	保健福祉センター保健師・高齢ケースワーカーによる認知症の方がいる世帯への訪問支援の実施	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 230)	2019年度	2023年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351人	2,500人※

※ 毎年285名（直近3年間の平均増加数）の増加を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業 241, 242)	2019年度	2023年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合※	90.5%	同水準を維持

※ 介入時に医療または介護サービスにつながっていなかった対象者のうち、支援終了時に医療または介護サービスにつながった対象者の割合。



【重点取組3】住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実

《取組方針》

- 地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに引き続き取り組みます。
- 高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図ります。
- 在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。
- 高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけられる介護人材を育成し、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる体制の強化を図ります。
- 24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めるとともに、高齢期の住替えについての選択の幅を広げるため、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実に努めていきます。
- 若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、関係団体と連携し、介護職の社会的評価を高めるとともに、ICT・IoTの活用等による介護現場の生産性向上や、外国人介護人材をはじめとする介護の担い手の裾野拡大を促進します。

1 地域での支援ネットワークの強化

(1) 地域ケア会議の充実

《主な施策・事業》

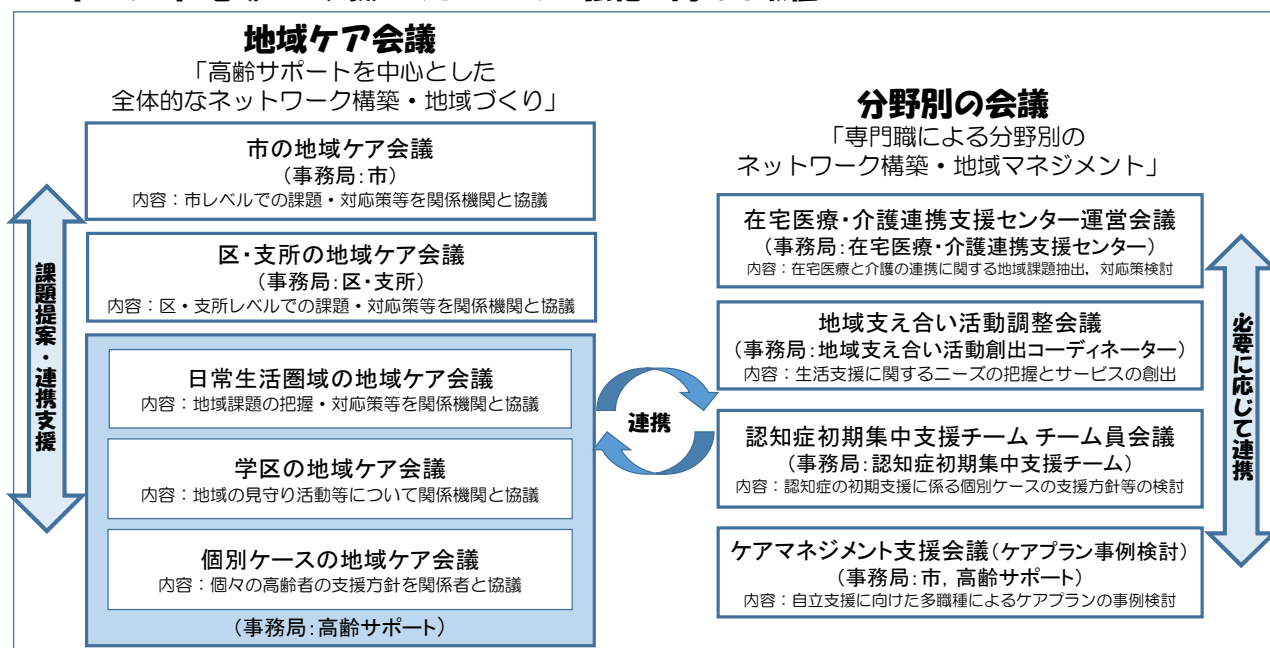
施策番号	主な施策・事業	方向性
301	市域、区域、日常生活圏域、学区、個別の各層における地域ケア会議の推進	継続
302	医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進	継続
303	地域支え合い活動調整会議など分野ごとの地域ネットワークとの連携	継続
304	個別ケースの検討を起点とする地域課題の抽出・整理と対応	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 304)	2019年度	2023年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255回	366回※

※ 各高齢サポートで年6回以上の開催を目標とする。

【コラム】地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



（２）高齢サポートの機能の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
305	高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上	継続
306	認知症や障害、ひきこもりなどの複合化した支援ニーズへの対応に向けた関係機関との連携強化	充実
307	高齢化の進展等に対応した高齢サポートの運営体制の強化	継続
308	高齢サポートの情報発信の推進	継続
309	高齢サポートの適切な運営及び評価の実施	充実

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 307)	2020年度	2023年度
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

2 医療と介護の連携強化

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
310	在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築推進	継続
311	医療・介護・福祉関係者への在宅医療・介護連携支援センター業務の周知の強化	充実
312	在宅での看取りや認知症ケアを含む在宅療養支援の推進	継続

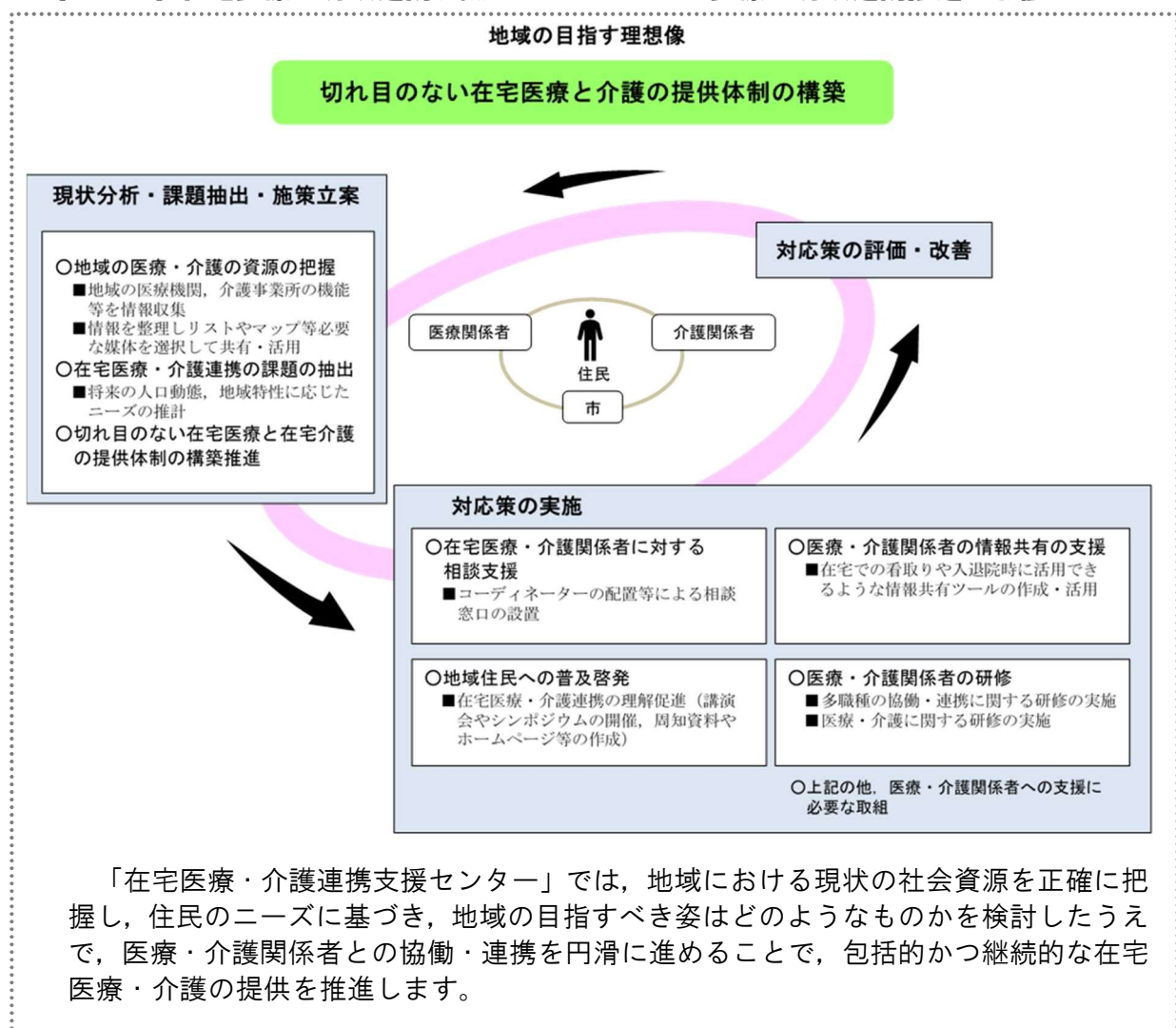
施策番号	主な施策・事業	方向性
313	在宅療養あんしん病院登録システムの推進	継続
314	在宅医療に必要な訪問系サービスをはじめとした介護サービス等の供給量の見込みの検討と必要なサービス供給量の確保	継続
241	認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応<再掲>	継続
242	認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化<再掲>	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 310, 311)	2019年度	2023年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057件	1,300件※

※ 他都市の状況を参考に、1センターにおける月あたりの相談受付件数の下限を10件と設定し、それを上回っているセンターの実績を上乗せして見込んだ数値を目標とする。

【コラム】在宅医療・介護連携支援センターにおける医療・介護連携推進の取組



3 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

(1) 安心して暮らせる住まいの確保等

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
315	居住支援法人の設置等による高齢者への居住支援の促進	継続
316	民間住宅に円滑に入居するための支援（高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進等）	継続
317	多様な住まいについての情報提供	継続
318	安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援	継続
319	専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援	継続
320	長寿すこやかセンターによる福祉用具に関する相談の実施	継続
220	単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援＜再掲＞	継続
321	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	継続
322	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導	継続
323	養護老人ホーム及びケアハウスの運営や取組等への支援	継続
324	介護サービス相談員の有料老人ホーム等への派遣	新規
325	未届有料老人ホームの早期発見と届出指導	継続
326	高齢者の住替えニーズの選択の幅を広げるための良質な有料老人ホームの整備支援	新規

(2) 防火・防災体制の推進

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
327	避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保	継続
328	高齢者福祉施設等における避難確保計画作成の徹底	継続
329	重度障害者の個別避難計画の作成	継続
330	防火・防災・救急に関する研修による安心アドバイザーの養成	継続
331	防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発	継続
332	民間団体と連携した防火・防災対策	継続
333	福祉避難所の設置促進	継続



4 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
334	「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実	継続
335	中重度者の在宅生活を支えるサービス（（看護）小規模多機能型居宅介護等）への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施	継続
336	地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携など、地域に開かれた施設運営の推進	継続
337	高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置	継続
338	在宅生活が困難な中重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と在宅復帰・在宅療養を支援する施設としての介護老人保健施設の充実	継続
339	用地確保の困難化に対応した新たな特別養護老人ホームの整備促進策の推進（市街化調整区域における整備、特養のユニット定員の緩和）	継続
340	特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進	継続
341	特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用	継続
342	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進	継続
343	介護療養型医療施設の転換支援	継続
344	地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保	継続
110	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施＜再掲＞	継続
345	老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの移転新築支援	新規
346	地域における介護ニーズの変化を踏まえた公設施設のあり方の検討	継続
347	寄附物件から地域密着型特別養護老人ホーム整備につなげる取組の推進	継続

《主要項目の解説》

334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を上乘せ整備することとされ、本市においても、35ページの整備等目標数において必要量を見込んでいます。

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数

（人分）

目標指標 （関連施策・事業 335）	2020年度 （見込み）	2021年度	2022年度	2023年度
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	6,763	6,883	6,993	7,103
認知症高齢者グループ ホーム（認知症対応型 共同生活介護）	2,451	2,532	2,604	2,654
介護専用型特定施設	2,223	2,406	2,589	2,772

（2）介護保険事業の円滑な運営

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
348	自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進	継続
349	認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施	継続
108	多職種連携によるケアマネジメント支援の充実＜再掲＞	継続
350	介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施	継続
351	地域において開催される介護サービス事業者、高齢サポート、居宅介護支援事業所その他関係機関が参画する会議を通じた連携の促進	継続
352	給付適正化事業（介護保険給付費明細通知の送付、医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等）の実施	継続
353	介護サービスの普及・啓発の推進	継続
354	介護保険料の確実な徴収	継続
355	低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 349)	2019年度	2023年度
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	49.7%	70%※

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2019年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第8期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修が開催できなかったため、2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 352)	2019年度	2023年度
①認定調査員現任研修受講者数	656人	680人
②委託先が実施する認定調査への同行回数	23回	100回
③点検を行ったケアプラン数	298件	430件
④医療情報の突合件数	18,721件	19,000件
⑤給付実績の縦覧点検件数	25,502件	26,000件

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症による影響があるため、2019年度の実績を記載。

(3) 家族介護者等に対する支援の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
356	長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の情報提供	継続
233	長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進<再掲>	継続
334	「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実<再掲>	継続
342	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進<再掲>	継続
357	あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの推進	継続
358	介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等）	継続

施策番号	主な施策・事業	方向性
359	ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進	継続
360	ヤングケアラーに対する支援の推進	継続

5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

(1) 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
361	京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護 老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人介護人材の受入れ支援等、訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）	継続
362	介護職場の魅力発信に係る取組（中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研究授業の実施等）や介護職員の社会的評価を高める取組の推進	継続
363	京都府、大学等との連携による福祉の担い手確保の推進	継続
364	「京（みやこ）福祉の研修情報ネット」の運用によるだれもが受講しやすい研修の受講環境の構築と、潜在的有資格者の掘り起こし	継続
365	日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティーケアワーカー）の養成のための研修の実施	充実
366	介護現場における業務仕分けや介護分野の文書負担軽減による業務効率化の推進並びに介護現場革新策の研究・推進	新規
367	介護職員のキャリア・専門性に応じた業務の区分け等による効率的な事業運営の推進	新規

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 365)	2020年度	2023年度
コミュニティーケアワーカーの研修 修了者数（累計）	—	50名

《主要項目の解説》

361 京都市老人福祉施設協議会，京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進，介護に関する入門的研修の実施，高齢者が働き続けられる仕組みづくり，外国人介護人材の受入れ支援等，訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）

担い手確保に向け，例えば，従事者の負担軽減に資する ICT・介護ロボットの導入，希望に応じた定年延長等による高齢者等が介護現場で働き続けられる仕組みづくり，介護に関する入門的研修の実施，外国人介護人材の受入れ支援等の取組について，関係団体と連携して検討を進めます。

365 日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施《**充実**》

小規模多機能型居宅介護事業所では，管理者層が核となり地域づくり，地域住民への支援の取組を進めており，本人と本人を取り巻く環境との関係性を理解し，尊厳ある一人の人間として関わることができ，当事者と家族，地域等との関係性を意識した働きかけができる専門職人材の育成が，今後の地域連携と地域包括ケアシステムの構築に有効であることから，従前から実施しているスキルアップ研修の枠組みの中で，日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修を実施し，地域包括ケアの充実に取り組みます。

（２）介護サービスの質的向上

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
368	施設内感染防止の取組推進	充実
369	施設における新型コロナウイルス感染発生時の衛生資材の供給，事業者団体との協定に基づく施設間の職員相互派遣制度の運用や職能団体との連携による介護・看護体制の確保等，サービス継続のための支援の実施	継続
370	事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など事業所におけるサービスの質の向上への支援	継続
371	介護サービス従事者に対する認知症ケア技術の向上研修をはじめとした各種研修の実施	充実
372	リハビリテーション専門職等による自立支援に向けたリハビリテーションサービスの提供及びサービス事業者への技術支援	継続
373	施設・事業所における虐待の防止の徹底	継続
374	介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援	継続

施策番号	主な施策・事業	方向性
375	介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応	継続
376	介護サービス相談員によるサービスの質的向上	継続
377	介護サービス事業者に関する第三者評価の推進	継続

《主要項目の解説》

368 施設内感染防止の取組推進《充実》

高齢者は、感染症に感染した時に重症化するリスクがあります。また、高齢者が集団で生活している入所施設は、集団感染のリスクが高くなります。

そのため、入所施設における感染症の集団感染を防止するため、感染対策の専門家と連携し、講義のほか、ケーススタディ等の実践的な取組を通じて、感染対策のリーダーを務められる職員を育成します。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 370)	2020年度 (11月利用分)	2023年度
「短期集中(個別)リハビリテーション実施加算」(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護)の算定者数	987人	増加

※ 早期かつ集中的なリハビリテーションが、より多くの高齢者に対して実施されることを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業 368～377)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方で、手段的自立度の評価が低下者とされた方の割合※ ¹	9.4%※ ²	下降

※¹ 活動的な日常をおくるための能力(手段的自立度: IADL)を5点満点で評価し、4点以下を「低下者」としている。

※² 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

※³ 認定率が高くなり始める74歳以上84歳以下の方のうち、手段的自立度が低下している方の割合が、介護予防や健康づくりの取組、自立支援・重度化防止の取組の結果として、2020年度よりも下降することを目標指標とするもの。



第6章 介護サービス量及び事業費の推計

第8期プランの計画期間中（2021年度～2023年度）における介護サービス量について、次の手順で推計を行いました。

1 第1号被保険者数の推計

2023年度までの各年度及び2025年度並びに2040年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、2023年度には393,975人、2025年度には392,966人と微減し、その後、増加に転じ、2040年度には411,801人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2040年度
第1号被保険者数	395,742人	394,645人	393,975人	392,966人	411,801人
65～74歳	185,542人	175,033人	164,945人	149,922人	192,815人
75歳以上	210,200人	219,612人	229,030人	243,044人	218,986人
75歳以上比率	53.1%	55.6%	58.1%	61.8%	53.2%

2 要支援・要介護認定者数の推計

2023年度までの各年度及び2025年度並びに2040年度における要支援・要介護認定者数について、第7期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、以下の表のとおり推計しました。

その結果、要支援・要介護認定者数は、2023年度には99,608人、2025年度には102,613人、2040年度には107,511人となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計 (人)

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2040年度
第1号被保険者数	395,742	394,645	393,975	392,966	411,801
認定者数	94,405	97,254	99,608	102,613	107,511
要支援1	11,450	11,788	12,080	12,411	11,855
要支援2	16,171	16,632	17,023	17,491	17,131
要介護1	15,664	16,131	16,514	16,982	17,297
要介護2	19,822	20,406	20,880	21,488	22,800
要介護3	13,478	13,918	14,274	14,762	16,490
要介護4	10,320	10,657	10,930	11,322	12,904
要介護5	7,500	7,722	7,907	8,157	9,034
うち、 第1号被保険者数	92,916	95,760	98,113	101,122	106,332
認定率	23.48%	24.26%	24.90%	25.73%	25.82%

2023年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、以下の表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第7期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲（※）しつつ、第7期プランの推計方法と利用実績を比較し、乖離があるものについては見直しを行いました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数の合計は、2023年度には18,040人となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度（例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5）の認定者数に対する割合が、第7期プランと概ね同水準になるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

(人)

	サービス種別	2021 年度	2022 年度	2023 年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	6,573	6,782	6,953
	② 介護老人保健施設	3,677	3,788	3,878
	（うち介護老人保健施設（従来型））	(3,578)	(3,689)	(3,779)
	（うち介護療養型老人保健施設）	(99)	(99)	(99)
	③ 介護療養型医療施設	240	196	—
	④ 介護医療院	1,627	1,671	1,840
	小 計 （ ① ～ ④ ）	12,117	12,437	12,671
居住系サービス	⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	2,331	2,403	2,461
	⑥ 特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設）	2,203	2,270	2,325
	⑦ 特定施設入居者生活介護（混合型特定施設）	583	583	583
	小 計 （ ⑤ ～ ⑦ ）	5,117	5,256	5,369
	合 計	17,234	17,693	18,040

※ 介護療養型医療施設については、2023年度末をもって、全施設が介護医療院への転換等により廃止予定。

整備等目標数については、サービス種別ごとに、34ページにおいて推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を上乗せして設定しています。

■ 介護保険施設の整備等目標数

(人分)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
① 介護老人福祉施設	6,883	6,993	7,103
② 介護老人保健施設	4,271	4,271	4,271
(うち介護老人保健施設(従来型))	(4,172)	(4,172)	(4,172)
(うち介護療養型老人保健施設)	(99)	(99)	(99)
③ 介護療養型医療施設	288	288	0
④ 介護医療院	2,138	2,138	2,138

■ 居住系サービス事業所の整備等目標数

(人分)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
⑤ 認知症高齢者グループホーム	2,532	2,604	2,654
⑥ 介護専用型特定施設	2,406	2,589	2,772
⑦ 混合型特定施設	1,581	1,581	1,581

■ 「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量(再掲)

(人分)

	第8期計画期間(2021～2023年度)中	
	うち「介護離職ゼロ」分	整備等目標数
① 介護老人福祉施設	150	340
⑤ 認知症高齢者グループホーム	193	203
⑥ 介護専用型特定施設	447	549

4 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み

(人)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
① 要支援・要介護認定者数	94,405	97,254	99,608
② 施設サービス利用者数	12,117	12,437	12,671
③ 居住系サービス利用者数	5,117	5,256	5,369
④ 居宅系サービス利用対象者数 【①－(②＋③)】	77,171	79,561	81,568

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、2021年度以降の各サービスの利用割合（推計）を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、37ページの表のとおり推計しました。

なお、介護保険制度では保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう公募制や指定を行わないことができる等の総量規制の仕組みが設けられており、本市においても、地域包括ケアを推進するうえで大きな役割が期待される「小規模多機能型居宅介護等（※）」への担い手の誘導と普及を促進する観点から、年度ごとに一定の条件に該当する日常生活圏域において、新規の地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の事業者指定を行わない仕組みを導入しており、地域密着型通所介護及び通所介護の過当競争の抑制を図るとともに、より必要とされる介護サービスの一層の普及を進めることを前提として、利用者数の推計を行っています。

※ 小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護

<総量規制の条件>

次の①，②の両方に該当する日常生活圏域を総量規制の対象圏域としています。

- ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。
- ② 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護及び通所介護のサービス供給量の合計が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。



■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

			2021 年度	2022 年度	2023 年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	3,800,670 回	4,002,044 回	4,140,232 回
		訪問入浴介護	56,680 回	59,237 回	63,218 回
		訪問看護	971,508 回	1,052,950 回	1,109,765 回
		訪問リハビリテーション	394,841 回	413,346 回	428,821 回
		居宅療養管理指導	168,852 人	179,220 人	185,976 人
		通所介護	1,835,036 回	1,916,983 回	1,991,566 回
		通所リハビリテーション	469,903 回	477,919 回	479,746 回
		短期入所生活介護	397,964 日	423,946 日	446,275 日
		短期入所療養介護	82,336 日	86,791 日	90,209 日
		福祉用具貸与	357,900 人	377,892 人	394,728 人
		特定福祉用具販売	5,508 人	5,568 人	5,712 人
		住宅改修	3,948 人	4,068 人	4,176 人
		居宅介護支援	467,100 人	480,132 人	490,308 人
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,452 人	10,800 人	11,328 人
		夜間対応型訪問介護	12,936 人	13,368 人	13,740 人
		認知症対応型通所介護	68,965 回	71,670 回	73,872 回
		小規模多機能型居宅介護	19,512 人	20,304 人	21,072 人
		看護小規模多機能型居宅介護	2,148 人	2,196 人	2,256 人
		地域密着型通所介護	432,904 回	449,683 回	465,445 回
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	79 回	86 回	86 回
		介護予防訪問看護	87,472 回	94,259 回	98,474 回
		介護予防訪問リハビリテーション	34,956 回	36,157 回	38,896 回
		介護予防居宅療養管理指導	7,404 人	7,956 人	8,148 人
		介護予防通所リハビリテーション	14,892 人	15,468 人	15,780 人
		介護予防短期入所生活介護	4,204 日	4,613 日	4,687 日
		介護予防短期入所療養介護	269 日	286 日	286 日
		介護予防福祉用具貸与	96,108 人	101,904 人	107,292 人
		特定介護予防福祉用具販売	2,040 人	2,100 人	2,148 人
		介護予防住宅改修	2,772 人	2,856 人	2,928 人
		介護予防支援	115,356 人	122,184 人	128,688 人
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	19 回	20 回	20 回
		介護予防小規模多機能型居宅介護	708 人	744 人	756 人

※ 1 1 年間の利用量

※ 2 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、2017 年度に予防給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行した。

各年度の保険給付費については、施設サービス、居宅系サービス、地域密着型サービスについて、1回（1日、1人）当たりの給付費を各サービスの利用量見込みに乗じて算定しました。

各サービスの1回（1日、1人）当たりの給付費は、これまでの実績を考慮して算出し、2021年4月の介護報酬の改定を踏まえて見込んでいます。

① 保険給付費の見込み

（百万円）

		2021年度	2022年度	2023年度	合 計
施設サービス		43,085	44,191	44,975	132,251
居宅系サービス	介護給付	63,949	67,006	69,358	200,313
	予防給付	2,581	2,714	2,823	8,118
地域密着型サービス	介護給付	22,388	23,189	23,925	69,502
	予防給付	75	80	82	237
高額介護サービス費等 ※		8,617	8,721	9,237	26,575
審査支払手数料		152	154	157	463
合 計		140,847	146,055	150,557	437,459

※ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費の合計

② 保険給付費の財源構成

■ 負担割合

（％）

	国	国（調整交付金）	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
保険給付費	20.0 ※	約 5.0	12.5 ※	12.5	約 23.0	27.0

※ 施設サービス費については、国 15％、都道府県 17.5％

■ 財源内訳

（百万円）

	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
第1号保険料	25,942	26,758	27,607	80,307
第2号保険料	38,029	39,435	40,650	118,114
京都市負担金	17,606	18,257	18,820	54,683
京都府負担金	20,196	20,895	21,505	62,596
国負担金	34,608	36,256	37,529	108,393
その他繰入金 ※	4,466	4,454	4,446	13,366
合 計	140,847	146,055	150,557	437,459

※ 低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金繰入金の合計

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

第7期中の実績や第8期プラン中に新設する予定のサービス※の今後の利用予測を踏まえ、以下のとおり見込みました。

(人)

サービス種別		2021 年度	2022 年度	2023 年度
訪問型サービス	介護型ヘルプサービス	3,179	3,121	3,006
	生活支援型ヘルプサービス	2,312	2,254	2,196
	支え合い型ヘルプサービス	289	405	578
	介護予防活動の場への外出支援サービス※	-	10	20
通所型サービス	介護予防型デイサービス	6,902	7,355	7,660
	短時間型デイサービス	531	654	792
	短期集中運動型デイサービス	152	245	352
介護予防ケアマネジメント		7,531	7,768	8,012

② 一般介護予防事業

全高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防の取組への支援を行うとともに、以下のとおり身近な「通いの場（健康長寿サロン等）」の充実を図ります。

(箇所)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
「通いの場」の箇所数（累計）	980	1,010	1,040

(2) 包括的支援事業及び任意事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、以下のとおり見込みました。

① 地域包括支援センターの運営

高齢サポート（地域包括支援センター・市内61箇所に設置）は、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するための身近な相談先であり、京都市版地域包括ケアシステムにおける中核機関として、地域における様々な関係機関との連携のもと、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

	2019 年度	2023 年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255 回	366 回

	2020 年度	2023 年度
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%※	上昇

② 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センター（市内 8 箇所に設置）の活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。

	2019 年度	2023 年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057 件	1,300 件

③ 生活支援体制整備事業

「地域支え合い活動創出コーディネーター」（各区・支所単位に配置、計 13 名）の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、他分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。

	2020 年度	2023 年度
地域支え合い活動入門講座修了者数（累計）	1,700 人 (2021 年 2 月末)	2,150 人
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の数（累計）	62 (2020 年 9 月末)	180

④ 認知症総合支援事業

認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」（市内 8 箇所に設置）の活動を促進します。

また、認知症の方が行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期に発見できる仕組みの円滑な運用により、認知症高齢者の行方不明対応の更なる強化に取り組みます。

	2019 年度	2023 年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351 人	2,500 人
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合	90.5%	同水準を維持

⑤ 介護給付等費用適正化事業

国が示す給付適正化の主要5事業である認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・給付実績との縦覧点検及び介護保険給付費明細通知の送付を引き続き実施します。事業量については、過去の実績や点検対象の居宅介護支援事業所、高齢サポートの介護支援専門員等の人数を踏まえて、以下のとおり見込みました。

	2021年度	2022年度	2023年度
認定調査員現任研修受講者数	680人	680人	680人
委託先が実施する認定調査への同行回数	100回	100回	100回
点検を行ったケアプラン数	430件	430件	430件
医療情報の突合件数	19,000件	19,000件	19,000件
給付実績の縦覧点検件数	26,000件	26,000件	26,000件

(3) 地域支援事業費の見込み

① 事業費の見込み

地域支援事業に係るこれまでの実績を考慮して事業費を見込みました。介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費は約152億9,800万円、包括的支援事業及び任意事業に係る事業費は約77億800万円となり、地域支援事業全体では約230億600万円となります。

(百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	4,901	5,114	5,283	15,298
包括的支援事業及び任意事業	2,442	2,567	2,699	7,708
地域支援事業費 合計	7,343	7,681	7,982	23,006

② 財源構成

財源構成については、介護予防・日常生活支援総合事業は保険給付費と同じ構成となり、包括的支援事業及び任意事業は公費（国、都道府県、市町村）と第1号被保険者の保険料で構成されます。

■ 地域支援事業費の負担割合（予定）

(%)

	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防・日常生活支援総合事業	約 25.0	12.5	12.5	約 23.0	27.0
包括的支援事業及び任意事業	38.5	19.25	19.25	23.0	—

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の国負担割合約25%のうちの5%相当分については、保険給付費と同様に調整交付金として交付される。

■ 地域支援事業費の財源内訳

(百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
第 1 号保険料	1,620	1,683	1,745	5,048
第 2 号保険料	1,323	1,381	1,426	4,130
京都市負担金	1,083	1,133	1,180	3,396
京都府負担金	1,083	1,133	1,180	3,396
国負担金	2,234	2,351	2,451	7,036
合 計	7,343	7,681	7,982	23,006



参考 第1号被保険者の介護保険料

1 保険料算定の仕組み

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第8期プランの計画期間（2021～2023年度）は、保険給付費・地域支援事業費のうち第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が約23%となります。

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）の基準額（月額）は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \quad ※1 \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金} \quad ※2 \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）取崩額} \end{array} \right) \div \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \quad ※3$$

※1 第1号被保険者の所得水準や高齢者の年齢区分の割合によって国の調整交付金が変わることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 第8期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金への拠出金は0円

※3 （各所得段階区分の第1号被保険者見込数×第8期における保険料率）の合計から得た人数

保険料は、市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることとなります。また、保険料は地域支援事業（一般介護予防事業等）にも充てられており、要支援・要介護状態へ移行することを防ぐことにより、将来の保険料の上昇を抑える効果が期待されます。

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、保険料分の歳入を一般財源により補填することなどは認められていません。

2 介護給付費準備基金（積立金）からの取崩し

第7期計画期間に積み立てた介護給付費準備基金（積立金）を取り崩し、第8期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

3 公費投入による低所得者の保険料軽減等

第8期保険料について、第7期に引き続き、消費税率の引上げによる財源を活用して、給付費の5割の公費とは別枠で公費（国1/2，府1/4，市1/4）を投入し、低所得者の保険料軽減（第1段階0.5から0.3，第2段階0.68から0.43，第3段階0.75から0.7）を実施します。

また、生活困窮という特例の事由がある場合に、介護保険法に基づき、保険料を財源として、保険料を軽減する制度を継続実施します。

制度改正を受け、第8期から、介護保険料の算定に用いる合計所得金額について、以下の通り見直しを行います。

- ① 所得段階区分が第1～5段階の方で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除します。
- ② 所得段階区分が第6～11段階の方で、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。
- ③ 合計所得金額から控除する額に、租税特別措置法第35条の3第1項に規定する低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を加えます。

以上の結果、第8期計画期間の保険料基準額（月額）は、6,800円となります。
また、所得段階区分別の保険料は、45ページの表のとおりとなります。

将来の本市の介護保険財政（見込み）

これまでの推計による2025年及び2040年の要支援・要介護認定者数等をまとめると、以下のとおりです。

	2023 年度		2025 年度	2040 年度
第1号被保険者数	393,975 人		<u>392,966 人</u>	<u>411,801 人</u>
要支援・要介護認定者数	99,608 人		<u>102,613 人</u>	<u>107,511 人</u>
うち第1号被保険者数	98,113 人	→	<u>101,122 人</u>	<u>106,332 人</u>
認定率	24.90%		<u>25.73%</u>	<u>25.82%</u>
保険給付費・地域支援事業費	1,585 億円		<u>1,628 億円程度</u>	<u>1,766 億円程度</u>
保険料基準額（月額）	6,800 円		<u>約 7,700 円</u>	<u>約 10,000 円</u>

上記は自然推計で見込んでいますが、本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、健康づくり・介護予防の取組や医療・介護・生活支援サービス等の充実など、総合的に取り組むことにより、元気な高齢者が増加し、要支援・要介護認定者数の伸びが抑えられ、その結果として、保険給付費や保険料基準額が自然推計よりも抑えられることを目指します。

【参考】第1号被保険者の保険料（所得段階区分別）

＜第8期保険料（2021～2023年度）＞

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・ 本人が生活保護を受給している場合 ・ 本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.3	24,480円	2,040円
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む）	本人の前年中の課税年金収入額	80万円以下	0.43	35,088円
第3段階		+	80万円超 120万円以下		
第4段階		本人の前年の課税年金に係る所得以外の * 合計所得金額	120万円超	0.7	57,120円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	本人の前年の * 合計所得金額	80万円以下	0.9	73,440円
第6段階			80万円超	基準額	81,600円
第7段階			125万円以下	1.1	89,760円
第8段階			125万円超 190万円未満	1.35	110,160円
第9段階			190万円以上 400万円未満	1.6	130,560円
第10段階			400万円以上 700万円未満	1.85	150,960円
第11段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	171,360円
			1,000万円以上	2.35	191,760円

* 合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。

第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除する。

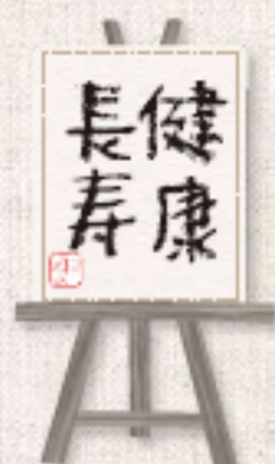
第6～11段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

＜第7期保険料（2020年度）＞

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・ 本人が生活保護を受給している場合 ・ 本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.3	23,760円	1,980円
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む）	本人の前年中の課税年金収入額	80万円以下	0.43	34,056円
第3段階		+	80万円超 120万円以下		
第4段階		本人の前年の課税年金に係る所得以外の * 合計所得金額	120万円超	0.7	55,440円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	本人の前年の * 合計所得金額	80万円以下	0.9	71,280円
第6段階			80万円超	基準額	79,200円
第7段階			125万円以下	1.1	87,120円
第8段階			125万円超 190万円未満	1.35	106,920円
第9段階			190万円以上 400万円未満	1.6	126,720円
第10段階			400万円以上 700万円未満	1.85	146,520円
第11段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	166,320円
			1,000万円以上	2.35	186,120円

* 合計所得金額については、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。



第8期

京都市民長寿すこやかプラン

(京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度))

令和3年3月 発行、京都市

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

TEL:075-213-5871 FAX:075-213-5801

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル2階

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

TEL:075-222-3411 FAX:075-222-3416

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル4階